

第 5 回 議会改革推進委員会 会議録

開催日	平成 23 年 10 月 7 日（金）
会議時間	午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 27 分
開催場所	第 2 委員会室
出席委員等	[委員長] 押尾 豊幸 [副委員長] 伊藤 壽子 [委員] 石渡 康郎, 上ノ山 博夫, 村田 穰史 岡村 芳樹, 中村 孝治, 小須田 稔 [オブザーバー] 萩原 陽子, 森野 正
欠席委員等	なし
委員外委員	なし
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 福山 聡昭 [次長] 関口 直行 [書記] 向後 昌弘, 齊藤 雅一
協議事項	(1) 予算、決算審査特別委員会の運営方法について

【決定事項】

- (1) 分科会方式で運営した場合の案を委員長・副委員長と協議し、次回の委員会の前までにその案を委員に示す
- (2) 次回日程
平成 23 年 11 月 7 日（月）午後 1 時 30 分

【報告事項】

（全員協議会方式で行う場合）

1 人当たりの質疑時間が少なくなるが、行うのであれば、会派の人数構成に併せた時間配分を実施し、会派ごとに席をまとめる必要がある。

審議の質を高めていくためにも、全員協議会方式で運営すべきであり、日程の延長についても検討すべき。

全員協議会方式で運営し、時間を無制限とするが、審議期間は従前通り 4 日とする。

（分科会方式で行う場合）

分科会の数については今後審議をつめる必要があるが、各委員の質疑時間は全員協議会方式よりは確保することができる。

分科会方式で運営すべき。質疑時間は例えば会派ごとに 10 分 + 5 分 × 会派構成人数で配分し、無会派には一律 10 分を配分。傍聴議員の発言も可とするなど。

全員参加がベストだが、持ち時間が短くなることから、分科会方式で運営すべき。審議時間は無制限とするが、良識の範囲で行うべき。

（現状の方式で行う場合）

質問通告制の導入、無会派議員への配慮、質問内容等の工夫が必要

(その他)

全員協議会方式にしても分科会方式にしても、日程等について執行部と協議する時間が必要。
無会派議員については配慮が必要。

【主な協議内容等】

(1)運営について

市民からの付託責任を果たすため、全員が予算・決算の審議に参加することが必要では。
会派ごとに審議時間を割り振った場合、1人1人が質疑時間を確保する必要があるのか疑問。
どのように運営していくにしても、議員の時間配分をしっかりと確保することは必要
質問を通告制にすることで、審議時間の短縮が図れる。

分科会では全体の流れがわからないので、総括質問を全体で実施する必要がある

(2)今後のスケジュールについて

予算審査の運営方法については、年内にある程度内容を固めないと、2月議会の来年度予算
の審議時に間に
合わない

(3)その他

現状で運営する場合の案、全員協議会方式で運営する場合の案、分科会方式で運営する場合
の案を示し、議長に答申する必要がある

議会とは合議制の意思決定機関であることから、議員1人が全ての質問をするのではなく、
議会として問題点を正し、提案していくべき

無会派はそれぞれが個別の党派なので、審議内容の集約が困難

全議員が審議に参加することは、議員のボトムアップに繋がる

(4)まとめ

分科会方式で運営した場合の運営案を委員長・副委員長と協議し、次回の委員会の前までに
各委員へ示す

以上のとおり会議録を作成し、ここに署名する。

委員長 押尾 豊幸